

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による条例で定める事務の変更による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
……略……	……略……		……略……	……略……	
8 市長	立川市高校生等医療費助成条例（令和4年立川市条例第 号）の規定による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		8 削除		
……略……	……略……		……略……	……略……	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
9 市長	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		<u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）</u> であ			

		って規則で定めるもの			
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
17 市長	立川市児童育成手当支給条例の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	17 市長	立川市児童育成手当支給条例の規定による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	18 市長	立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>	19 市長	立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	……略…… 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の	……略…… 立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する情報であって規則で	20 市長	立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の	……略…… 立川市乳幼児医療費助成条例の規定による乳幼児の医療費の助成に関する情報であって規則で

	医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの		医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
21 市長	立川市高校生等医療費助成条例の規定による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 立川市義務教育就学児医療費助成条例の規定による義務教育就学期にある児童の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの	21 削除		
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
23 市長	介護保険法の規定による介護サービスの利用に係る費用の負	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	23 市長	介護保険法の規定による介護サービスの利用に係る費用の負	外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

	担軽減に関する事務 であって規則で定め るもの	<u>公的給付支給等口座登録簿関係 情報であって規則で定めるもの</u>		担軽減に関する事務 であって規則で定め るもの	
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定及び別表第2の21の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。